

## 長野県北信建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

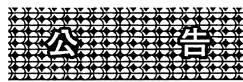
その関係図面は、告示の日から令和4年12月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年12月5日

長野県北信建設事務所長 関 克 浩

- 1 路 線 名 中野飯山線
- 2 供用を開始する区間  
中野市大字赤岩字道六1785番の8地先から  
中野市大字柳沢字日焼50番の5地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和4年12月6日

道路管理課



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年12月5日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アクロスプラザ佐久  
佐久市岩村田字西長塚1735-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井 隆博  
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が同法第3条第1項に定める基準面積以下となった日  
令和4年11月13日

産業政策課

## 公告

東筑摩郡生坂村における県営いくさか地区会換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和4年12月5日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 縦覧に供する書類  
県営いくさか地区会換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和4年12月6日から令和5年1月6日まで
- 3 縦覧の場所  
東筑摩郡生坂村役場（振興課）

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年12月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
飯田都市計画道路 8・7・2号西の原殿岡線
- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び飯田市役所

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年12月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
飯田都市計画用途地域
- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び飯田市役所

都市・まちづくり課

## 公告

長野県埴科郡坂城町土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年12月5日

長野県長野地域振興局長 中坪 成海

## 理事

## 新任

氏名	住所
佐藤 安行	埴科郡坂城町大字坂城6242番地
柳沢 敏明	埴科郡坂城町大字坂城9580番地

## 重任

氏名	住所
池田 満男	埴科郡坂城町大字坂城6535番地3
大塚 和夫	埴科郡坂城町大字坂城6472番地
金子 万文	埴科郡坂城町大字坂城6566番地
竹内 利夫	埴科郡坂城町大字坂城9491番地

## 退任

氏名	住所
中沢 誠一	埴科郡坂城町大字坂城6283番地1
柳澤 一男	埴科郡坂城町大字坂城7168番地

## 監事

## 新任

氏名	住所
柳澤 一男	埴科郡坂城町大字坂城7168番地

重任

氏名 住所

富山 英美 埴科郡坂城町大字坂城6284番地1

退任

氏名 住所

柳沢 敏明 埴科郡坂城町大字坂城9580番地

農地整備課